



西オーストラリア州における 出自を知る権利

Dr. Maureen Harris

Q. 2004 年から Central Register が設立されました。現在までにどの程度の情報が集積されていますか？

Human Reproductive Technology Act 1991 が 93 年に施行された。それ以降、レシピエントとドナーの情報はきちんと健康省 (Department of Health) に保管されるようになった (個人を特定しない情報のみが開示される)。

2004 年 12 月 1 日から、16 歳以上の子どもはドナーの個人を特定できる情報にアクセスできるようになった。

2004 年に西オーストラリア (WA) でドナーによって生まれた子どもは 37 人だった。それ以降、増加し、毎年 100 人くらいがドナーによって生まれている。

Q. Volunteer Register の運用はどのようになっていますか？

ドナーが非匿名化された 2004 年以前に生まれた子どもには出自を知る権利は認められていない。その人たちのために健康省に Volunteer Register が設立された。自分の情報をシェアしてもよいというドナーと、ドナーの情報を知りたい子どもが登録している。

医学的情報だけなど、個人を特定できない情報だけを登録することも可能だが、WA 州の場合、すべてのドナーが個人を特定できる情報を開示してもいいと言っている。ドナーきょうだいにもこの情報は使える。これは、ドナーから生まれた人にとっては重要なことだと思う。

18 歳以上になれば、子どもは大人の資格で登録される。それまでは、親が代理で登録できることになっている。シングルマザーももちろん登録できる。

Volunteer register は 2002 年から運営されている。登録者数については、年次報告に掲載されているが、2019 年 6 月の時点で 281 人が登録している。

Q. ドナーによって生まれた人たちが 16 歳になる 2021 年はどんなことを予想しますか？

どうなるかわからないが、ビクトリア州の例を見ると、そんなに若い年齢で情報を得ようという人は少ないのではないかと感じる。それに 2004 年に出生したのは 37 人なので、多くの人が開示を求めてくるということにはならないだろう。養子の例を見ても、ある程度大人になって、知る準備ができてから申請する人が多いようだから。

Volunteer Register は健康省から “Jigsaw DNA” に引き継がれた。このシステムの方が登録が容易になっている。ドナーの ID 番号、教材、カウンセリングなどが提供される。知る権利を行使したい人にとって、サポ



ート体制が充実していると思う。彼らには法的な権利はないもの、ガイダンスを提供することができている。

Q. 西オーストラリアではどの程度告知が行われてると推測しますか？

子どもが 18 歳になって出生証明書を請求したとき、もっと情報があるということが示されている(“annotation” とよばれている)。記録は Registry of Births, Deaths and Marriages に保管されている。ビクトリア州と同じシステムになっている。だからたとえ親が子どもに知らせていなくても、子どもはいずれ知るようになっていく。

いま政府のレビューに入っている問題は、遡及的な開示についてであり、知る権利をすべての人に認めるために、ドナーの匿名性は完全に廃止すべきだという提案を出している。

Q. WA 州の Reproductive Technology Service では、どのようなサービスを提供していますか？

VIC 州には VARTA という組織があり、ワンストップのサービスを提供している。ただ、WA 州は、VIC 州よりももっと人口が少ない。全体の 10%しか人口がなく、地方や孤立した場所も多い。それで、VARTA と同等のサービスを提供することはできない。ただ、Jigsaw DNA という新しいシステムが立ち上がり、コミュニティからの財政的支

援でサービスが提供されている。

Q. WA で遡及的開示はありえますか？

DNA 検査が普及している以上、もはや匿名性は存在しないと考えている。個人を特定する情報を守ることに意味がない。

Q. 1993 年より前のドナー情報はどうなっていますか？ アクセスは可能なのでしょうか？

法律ができる前のドナー情報については Reproductive Technology Council では何もできない。しかし、クリニックは一般的に協力的に対応している。子どもから問い合わせがあれば、誠実に対応している。情報がないこともある、その場合は何もできないが、もしあれば、何らかの形でクリニックから情報の提供がなされる。

1980 年代の情報はとても少ないと思われる。クリニックが再編される時には情報も引き継がれる。だからそのような情報の大半は残っていると考えている。ただ WA 州ではクリニックの数はとても少ないので、ドナー情報も VIC 州に比べるとかなり少ないと思う。

Q. 2004 年に匿名性が廃止されてから、ドナーの数や属性に何か変化はありましたか？

ドナーの数は少し減少したが、激減ということはない。ドナーの属性は変化した



と思う。やはり独身の若い男性から、高齢ですでに家族をなした男性に変化した。成熟した男性やカップルであれば、将来、コンタクトをする場合にもうまく対応できると思う。

Q. 精子や卵子を輸入していますか？

海外からの輸入は合法だが、条件が厳しい。提供は WA 州で定められている基準と同じものを満たしていなければならない。カウンセリングの実施の基準、提供は完全に利他的であることなど(これは連邦政府の法律に定められていること)、支払いは定められた範囲であることが守られていること、など。

WA では輸入の際の決まりとして、Central Register にドナーの個人を特定する情報が提供されなければならない。例外もあるにはあるが、それは極めて稀なこと(人権に関わる場合)

輸入配偶子の数にはとくに変化はない。稀なことであり、提供は利他的であるというエビデンスが必要だ。

Q. WA 州では代理出産は独身男性やゲイカップルに認められていますか？

代理出産は、禁止されていないが、独身男性とゲイカップルが体外受精や代理出産にアクセスすることができない。2019年以前に修正法案が議会に提出された。まだ今もレビューの最中になっている。

昨今、ゲイカップルの権利に関して非常に大きな社会的変化があった。法律もそれに合わせて変化させるべきだと思う。

Q. 代理出産の事前審査について教えてください。

ほとんどのケースは認可される。追加の情報が求められるケースはある。申請書が完成していればいままですべてリジェクトされたことはない。

Q. 今後、どのような法改正が必要でしょうか？たとえばミトコンドリア提供や子宮移植について

現在連邦レベルでミトコンドリア提供についてのレビューを行っている。ただ、連邦法がバリアになっている。もしその問題がクリアできれば WA 州でもそれに従って法改正を行う可能性がある。

US では子宮移植が進められている。ただ、始まったばかりの技術でリスクがとても高いので慎重に進めなければならないと思う。子宮は単独の臓器なので生体組織として扱うことはできない。WA 州の法律の枠内で検討できる問題ではない。

Q. プロフィールや専門を教えてください。

2020年1月

(まとめ 日比野由利)



プロフィール:

Dr. Maureen Harris

Manager of Reproductive Technology Unit,
Western Australian Health Department.

Reproductive Technology Council

2011年から Reproductive Technology Unit の
Manager、Executive Officer of Reproductive
Council の Executive をやっている。

2002年にイギリスの大学で Ph.D. を取得し
て、Edith Cowan 大学の助産学科で教えて
いた。

現職では他の州との連携も活発に行っ
ている。とくに VIC 州などから人を呼んで
プレゼンテーションをしてもらうこと
もある。運営の仕方や経験などいろい
ろな情報を交換している。